

## 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の概要

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下、「改正法」という。）が平成 29 年 5 月 19 日に公布され、改正法の一部は平成 30 年 4 月 1 日から施行されています（第一段階施行）が、改正法の第二段階部分が平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。概要は以下のとおりです。また、平成 30 年 9 月 28 日に土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令が公布され、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下、「法」という。）第 2 条第 1 項の規定による特定有害物質に「トランス-1・2-ジクロロエチレン」を追加して、現行の「シス-1・2-ジクロロエチレン」とあわせた「1・2-ジクロロエチレン」として指定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

### (1) 調査猶予を受けている土地における土地の形質の変更の届出及び調査

#### （法第 3 条第 7 項及び第 8 項）

法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地は、今回の改正により 900m<sup>2</sup> を超える土地の形質変更時に、横浜市長への届出が必要となります。また、この届出後、横浜市長から土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査して報告するよう命令されます(※1)。

### (2) 有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地の形質の変更の届出及び調査

#### （法第 4 条第 1 項）

現在、法第 4 条第 1 項の規定により、3,000m<sup>2</sup> を超える土地の形質変更時は横浜市長に届け出ることが必要です。今回の改正により、有害物質使用特定施設を設置している事業所の場合は、900m<sup>2</sup> を超える土地の形質変更時は、法に基づく届出が必要となります(※1)。

なお、この届出後、横浜市長から土壤の特定有害物質による汚染の状況について、調査して報告するよう命令されることがあります。

※1 特定有害物質を使用等する又はしていた事業所は、これまでは横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき面積要件にかかわらず土地の形質変更時には届出が必要でしたが、これからは法に基づく届出が必要となります。

### (3) 要措置区域における汚染除去等計画の提出等の制度新設（法第 7 条）

要措置区域に指定されたときは、横浜市長より土地所有者等に対して、講ずべき汚染の除去等の措置指示及びその理由、期限等が示されていました。今回の改正により、土地所有者等は汚染除去等計画書を作成し、横浜市長に提出する必要が生じることになり、計画内容が技術的基準に適合していない時は、計画の変更が命令されることとなります。また、措置の実施が完了した際は、実施報告書の提出が必要となります。

### (4) 要件に該当する土地では、汚染土壤を土地の形質の変更に使用が可能

#### （法第 16 条、法第 18 条、法第 20 条）

同一の調査契機により指定された区域の間又は自然由来等により基準不適合が確認された区域

の間において、事前に横浜市長へ届け出ることにより、掘削した汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託せずに他の区域の土地の形質の変更に使用することが可能となります。また、当該行為に伴う汚染土壌の区域外搬出についても管理票を使用します。